



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会社名 明 治 海 運 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長CEO 内田 和也
(コード番号 9115 東証 第1部)
問合せ先 常務執行役員 笹原 弘崇
電話番号 (03) 3792-0811

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 161 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)による改正後の会社法により、責任限定契約を締結することができる役員が変更されたこと並びに当社における社外取締役の導入に伴い、業務執行を行わない取締役、監査役について、職務の遂行にあたりその期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、取締役の員数の増加を以て、経営体制の一層の強化、充実をはかるため、定款の一部変更を行うものであります。

なお、第 31 条第 2 項の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成27年6月26日 (金)

定款変更の効力発生予定日 平成27年6月26日 (金)

以上

別紙

定款変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の員数) 第 18 条 当社は取締役 <u>8</u> 名以内を置く。</p> <p>第 19 条～第 30 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除) 第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 (新設)</p> <p>第 32 条～第 39 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除) 第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 41 条～第 47 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の員数) 第 18 条 当社は取締役 <u>12</u> 名以内を置く。</p> <p>第 19 条～第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 <u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 32 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) 第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 41 条～第 47 条 (現行どおり)</p>

以上